

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称)大豊風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年10月31日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)大豊風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 高知県長岡郡大豊町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大23,000kW(2,300kW×最大10基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 4月30日
住民等意見の概要受理	平成26年 6月30日
高知県知事意見受理	平成26年10月15日
環境大臣意見受理	平成26年10月16日

問合せ先:電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称) 大豊風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

- ① 対象事業実施区域に隣接するレクリエーション施設では、本事業における騒音影響が予測されていることから、影響を可能な限り回避・低減する観点から、必要に応じて風力発電設備の配置等を再検討するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、より低騒音型の設備を採用すること。
また、当該地点を対象に騒音に係る環境モニタリングを実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、風力発電設備等の稼働調整等追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 工事用車両の運行に係る騒音の影響を低減するため、車両台数の平準化等の環境保全措置を講ずること。また、工事用車両の運行に係る環境モニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境について

対象事業実施区域の周辺は、年間降水量が3,000mmを超える多雨地域であるため、水環境に対する環境影響を回避・低減する観点から、多雨地域であることを前提とした調査、予測、評価を行い、専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて、適切な排水処理計画を策定するとともに、沈砂池等の配置や濁水処理等の環境保全措置を講ずること。

(3) 動物について

対象事業実施区域の周辺には、クマタカやサシバ等の希少な猛きん類の飛翔が確認されているが、隣接地で繁殖するクマタカについては「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月）に基づく標準的な調査は行われておらず、猛きん類の専門家からの意見聴取も行われていない等、これらの重要な鳥類に係る環境影響の予測、評価には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、特にクマタカについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」等の考え方にに基づき、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、必要な調査を実施し、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更を、適切に実施すること。

特に、北東部に位置する2基の風力発電設備については、クマタカ繁殖ペアの高利用域内に設置する計画となっていることから、専門家等からの助言を踏まえて、風力発電設備の配置等を再検討するとともに、風力発電所稼働後のクマタカへの影響状況を確認するために事後調査を実施し、必要に応じて風力発電設備の稼働調整等の環境保全措置を講ずること。また、鳥類の誘引等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 植物について

- ① 一般的に尾根筋において森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。本事業の対象事業実施区域においては新たに風力発電設備等を設置することとしていることから、風力発電設備等の検討に当たっては、無立木地や既存道路を可能な限り活

用すること。

- ② 希少な植物の移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの助言を踏まえて、慎重に実施すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域のうち梶ヶ森県立自然公園に指定されている区域においては、土地の改変の回避に努めるとともに、関係地方公共団体の意見を聴取した上で、山頂利用の確保、眺望への配慮等を含めた環境保全措置を講ずること。

(6) 廃棄物等について

本事業は他事業に比較して工事用道路の施工に伴う多量の発生土が見込まれるため、工事用道路の配置、規模等の見直しを含め、極力、発生土を抑制するよう努めるとともに、土捨場の設置場所については、自然植生、湿地、希少な動植物の生息・生育地、まとまった緑地、自然度の高い区域、土砂の流出があった場合に近傍河川の汚濁のおそれがある区域等をできる限り回避すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。